

二次相続まで見据えた遺言書の作成を

夫婦のどちらかに相続が発生した場合（一次相続）、配偶者控除を活用すれば相続税が大幅に軽減される。しかし配偶者が多くの遺産を相続すると、配偶者の相続（二次相続）での相続税が高額になる。二次相続まで見据えた財産分割について解説する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所所長

【Q1】一次相続での分割は？

妻と子2人の4人家族の80代の夫から、高齢で病気がちになったので、将来の相続に備えて遺言書を作成したいが、一次相続で妻と子にどのように遺産を分割すればよいかとの相談を受けました。

夫の相続財産は、相続税評価で自宅2億円（うち土地1億8000万円）、預金2億円です。また妻は預金を2億円保有しています。相続税評価額の明細は図表①の通りです。ケース1は、夫の財産4億円のうち、子には

遺留分（法定相続4分の1の2分の1で全体の8分の1）の5000万円ずつの預金を、妻には自宅2億円と預金1億円の3億円を相続させます。ケース2は、法定相続割合に応じて、妻は自宅2億円、子には1億円ずつ預金を相続させます。

自宅を妻が相続すると、小規模宅地の特例により自宅の土地の相続税評価額が330㎡まで80%（1億4400万円）評価減されるので、妻の課税価格は、ケース1では1億5600万円（3億円－1億4400万円）となります。

【Q3】小規模宅地の特例とは？

小規模宅地の特例とは、亡くなった方の自宅の宅地や事業用の宅地、貸家の宅地等を親族が

相続した場合に、その土地の一定割合が相続税評価額から減額される税制上の特典です。一次相続では、妻（配偶者）が自宅を相続す

■図表 二次相続まで含めた相続税のケース別比較（法定相続人は、妻と子2人）

①一次相続（夫の相続発生時）

一時相続		ケース1（遺留分相当を子に相続）			ケース2（法定相続で相続）		
夫の財産	相続税評価	妻	子1	子2	妻	子1	子2
自宅	土地 1億8000万円 建物 2000万円	1億8000万円 2000万円			1億8000万円 2000万円		
預金	2億円	1億円	5000万円	5000万円	1億円	1億円	1億円
合計	4億円	3億円	5000万円	5000万円	2億円	1億円	1億円
課税価格（小規模宅地の評価減後）		△1億4400万円※			△1億4400万円※		
個人別相続税額	1億5600万円	5000万円	5000万円	5000万円	5600万円	1億円	1億円
一次相続の相続税合計額	0	816万円	816万円	816万円	0	1633万円	1633万円
		1632万円			3266万円		

※自宅の土地については小規模宅地の評価減の適用要件（330㎡以下）を満たすので、相続税評価額が80%（1億4400万円）評価減され、3600万円の課税価格となります。

②二次相続（妻の相続発生時）

▶子2人が持ち家を保有し、小規模宅地の評価減ができない場合

一次相続での妻の相続分は、ケース1は3億円、ケース2は2億円	上記ケース1			上記ケース2		
	妻の一次相続分	子1	子2	妻の一次相続分	子1	子2
妻の預金	3億円	1億5000万円	1億5000万円	2億円	1億円	1億円
妻の一次相続+妻の預金	2億円	1億円	1億円	2億円	1億円	1億円
合計5億円	2億5000万円	2億5000万円	2億5000万円	合計4億円	2億円	2億円

課税価格（小規模宅地の評価減なし）	ケース1と2の差	
	2億円	2億円
個人別相続税額	7605万円	7605万円
二次相続の相続税合計額	1億5210万円	1億920万円
一次相続+二次相続の税額合計	1億6842万円	1億4186万円

一次相続と二次相続の税額合計で見ると、一次相続で妻が自宅のみを相続し、預金は子に相続させた方が相続税の総額は2656万円少なくなります。

③二次相続（妻の相続発生時）

▶子のうち子1が「家なき子」に該当し、自宅を相続し小規模宅地の評価減（1億4400万円）ができる場合

課税価格（小規模宅地の評価減あり）	子1		子2	
	1億600万円	2億5000万円	5600万円	2億円
個人別相続税額	2727万円	6433万円	1129万円	4031万円
二次相続の相続税合計額	9160万円		5160万円	
一次相続+二次相続の税額合計	1億792万円		8426万円	

子のうち1人が「家なき子」に該当すると、②と比べて相続税の総額はケース1では6050万円、ケース2では5760万円減少します。ケース2で二次相続でも小規模宅地の特例が適用できると、夫と妻の相続財産の総額6億円に対して相続税が8426万円と負担が減少します。

さらにケース2では5600万円（2億円－1億4400万円）に減額されます。

ケース1・2とも妻の課税価格が1億6000万円（または法定相続分）以下なので配偶者控除の適用により妻に相続税はかかりません。

子に対する相続税の総額は、ケース1は1632万円、ケース2は3266万円となります。したがって一次相続では、ケース1の方がケース2より相続税は1634万円少なくなります（図表①）。

【Q2】二次相続での分割は？

二次相続においては、妻の預金2億円が一次相続で取得した妻の財産に加わるので、妻の相続財産は、ケース1では5億円（3億円+2億円）、ケース2では4億円（2億円+2億円）となります。

子2人がそれぞれ2分の1ずつ相続すると、ケース1の相続税の総額は1億5210万円、ケース2では1億920万円となり、ケース2の方が4290万円少なくなりました。

さらに、一次相続と二次相続の相続税の合計額は、ケース1が1億6842万円、ケース2が1億4186万円となり、ケース2が2656万円少なくなりました（図表②）。この事例のように、配偶者に固有の財産があり、資金に余裕がある場合は、妻の一次相続の相続税の負担が大きくても子に多くの財産を相続させた方が相続税合計額の負担は少なくなります。

れば、330㎡までの土地が80%評価減できます。二次相続においては、子が母と同居していない場合でも、「家なき子」の要件を満たせば、同様に80%の評価減をすることが可能です。

「家なき子」の適用の要件は、①被相続人に配偶者、同居の親族がない、②相続開始前3年以内に自分の持ち家に住んでいない、③相続開始前3年以内に3親等以内の親族の持ち家に住んでいない、④相続開始前3年以内に親族の関連法人所有の家に住んでいない、⑤今住んでいる家を過去に所有したことがない、⑥相続した土地を申告期限まで保有する（居住しなくてもよい）ことです。

【Q4】「家なき子」の特例の影響は？

図表③では、子のうちの1人（子1）が「家なき子」に該当する場合の相続税を算定しました。ケース1では、子1が自宅2億円と預金5000万円、子2は預金2億5000万円を相続すると、相続税の合計は9160万円、ケース2では、子1は自宅のみ2億円、子2は預金2億円を相続すると相続税の総額は5160万円となります。特にケース2の場合の一次、二次相続の相続税の合計額は、8426万円と大幅に減少します。

配偶者の老後の財産を確保しつつ、二次相続まで含めた納税資金の確保にも留意して、相続税の負担が少なくなるように遺言書を作成されることをご検討ください。